

重要事項説明書

四国エリア

1. 小売電気事業者

- ・名称：株式会社アドバンテック
- ・住所：東京都千代田区丸の内1丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館25階
- ・小売電気事業者登録番号：A0197

2. 問い合わせ先及び受付時間

株式会社アドバンテック サステナブル事業部 電力小売グループ

- ・電話番号：0570-00-5331（ナビダイヤル）
受付時間：10:00～17:00（月曜日～金曜日）
※土曜日、日曜日、祝日、GW、夏季休業、及び年末年始は受け付けておりません。
- ・問合せフォーム：<https://www.epower-portal.com/advantec-denki/inquiry/index/>
- ・メールアドレス：advantec-denki@advantec-japan.co.jp

3. 申込方法

あらかじめ当社の電気供給約款、電気料金メニュー約款、その他の供給条件をご承認のうえ、当社所定のウェブサイト上でお申込みをしていただきます。

4. 供給開始日

- (1) 当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、次の各号の場合におけるそれぞれの日（以下「供給開始日」といいます。）から電気の供給を開始いたします。

① 他社からの切り替えの場合

お客さまの希望日以降の検針日

※当該検針日までに一般送配電事業者及び当社による所定の手続きが完了しない場合、当該所定の手続きが完了した直後の検針日といたします。

② 引越しの場合

お客様の希望日

※お客さまの希望日までに一般送配電事業者及び当社による所定の手続きが完了しない場合、当該所定の手続きが完了した後に供給を開始することが可能となった日のうち最も早い日といたします。

- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、改めてお客さまと当社との協議のうえ定めた日から電気の供給を開始いたします。この場合、その改めて定めた日が供給開始日となります。

5. 料金

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- (2) 基本料金単価、電力量料金単価は、電気料金メニュー約款の定めによります。

6. 工事に関する費用

当社は、一般送配電事業者から当該事業者の託送供給等約款に基づきお客さまへの電気供給に伴う工事等に係る負担金を請求される場合は、お客さまに当該負担金相当額をご負担いただきます。

7. その他お客さまにご負担いただく費用

- (1) 請求書について、お客さまは、当社所定のウェブサイト上で PDF 形式のファイルをダウンロードしていただくことにより無償で取得することができますが、書面による請求書の発行を希望される場合は、発行手数料 110 円をご負担いただきます。
- (2) コンビニ決済によりお支払いいただく場合、お客さまにその決済に要する手数料をご負担いただくことがあります。

8. 契約容量及び契約電力の決定方法

(1) 他社からの切り替えの場合

契約容量及び契約電力は、他の小売電気事業者との電気供給契約終了時点の値を引き継ぎますので、お客さまから当該値をお申し出いただきます。なお、この場合であっても、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めにより、当該契約容量及び契約電力を変更することがあります。

(2) 引っ越しの場合

契約容量及び契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下の算定式により算出された値といたします。なお、最大負荷の実情に応じて、お客さま、当社及び一般送配電事業者と間の協議によって当該値を変更することがあります。

① 契約容量

契約主開閉器の定格電流 (アンペア (A)) × 電圧 (ボルト (V)) × (1 ÷ 1,000)

② 契約電力

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア (A))} \times \text{電圧 (ボルト (V))} \times 1.732 \times (1 \div 1,000)$$

9. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

(1) 供給電気方式及び供給電圧

契約種別や技術上の事情に応じて、次のいずれかの供給電気方式及び供給電圧といたします。

- ① 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) 又は 200 ボルト (V)
- ② 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト (V) 及び 200 ボルト (V)
- ③ 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト (V)

(2) 周波数は、標準周波数は 60 ヘルツ (Hz) といたします。

10. 検針日、計量日、計量方法及び料金の算定期間

(1) 検針日及び計量日

① 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日

② 計量日

一般送配電事業者が記録型計量器により電力量計の値の計量を行う日

(2) 使用電力量

使用電力量は、一般送配電事業者が検針及び計量を実施いたします。

※計量器の故障その他特別な事情によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づく協定における基準に則り、当社とお客さまとの協議により使用電力量を定めます。

(3) 料金の算定期間

前月の検針日（一般送配電事業者が検針日とは異なる計量日を設けている場合は、計量日といたします。）から、当月の検針日（計量日）の前日までの期間を 1 月として算定いたします。

※新たな電気の供給開始や供給契約の解約の場合は、日割計算にて算定いたします。

11. 料金等の支払方法

料金、及び工事費負担金その他お客さまにご負担いただく費用（以下「料金等」といいます。）の支払方法は、クレジットカード払い、又は口座振替といたします。

※クレジットカード払いや口座振替によるお支払いを行っていただくことができない事情がある場合は、コンビニ決済によってお支払いいただくことがあります。

12. 延滞利息

支払期日までに料金等をお支払いいただけない場合は、当社は、お客さまに、支払期日の翌日から支払い日までの日数に応じて料金等から消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものに年 10 パーセントの割合を乗じた金額を、延滞利息としてお支払いいただきます。

13. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用したことにより料金の全部又は一部のお支払いを免れた場合は、当社は、お客さまに、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。

14. お客さまの責任に関する事項

(1) 供給場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は計量器の確認や保安のために必要な電気工作物の検査等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入ることがあります。この場合、正当な理由がない限り、土地又は建物に立ち入ること及び当該業務を実施することをご承諾していただきます。

(2) 供給の中止、又は使用の制限若しくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合、当社は、電気の供給を中止し、又はお客さまに電気のご使用を中止し、若しくは制限していただくことがあります。

- ① 一般送配電事業者が維持及び運用する電気工作物に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者が維持及び運用する電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- ③ その他保安上の必要がある場合。

15. 保安等に対するお客さまの協力

次に掲げる事象が生じた場合は、すみやかに当社及び一般送配電事業者にご連絡いただきます。

- (1) お客さまが、電気の供給に必要な引込線や計量器等その供給場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがある場合。
- (2) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

16. 契約期間

- (1) 契約期間は、供給開始日から1年間といたします。
- (2) 契約期間満了日の1か月前までに、お客さま又は当社から相手方に対する電気供給契約終了の申出がない限り、供給契約は、自動的に1年間延長し、以後も同一条件で継続されるものといたします。

17. お客さまからの契約変更及び解除の申出方法

(1) 契約変更の申出

お客さまが供給契約の変更を希望される場合は、当社所定のウェブサイトから申込みをしていただきます。

(2) 解除の申出

お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、1か月前までに当社指定のウェブサイトから解除を申し出ていただくことにより、電気供給契約を終了することができます。

18. 当社からの契約変更及び解除

(1) 契約変更

当社は、電気供給約款、電気料金メニュー約款及び料金条件その他の供給条件を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気供給約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のウェブサイトを通じてお知らせし、お客さまから異議申出がないときは、変更後の電気料金メニュー約款及び料金条件その他の供給条件を適用いたします。

(2) 解除

支払期日を30日経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合その他お客さまが電気供給契約に違反した場合は、当社から電気供給契約を解除させていただくことがあります。この場合、当社はお客さまに解除の15日前までに通知いたします。

19. 他の小売電気事業者から当社への切り替え

他の小売電気事業者から当社へ電気供給契約を切り替えていただくにあたり、現在の契約（当社との電気供給契約を締結する前における他の小売電気事業者との電気供給契約をいいます。）の内容によっては、解約に伴う違約金を請求される等の不利益事項が発生することがありますので、現在の契約内容をご確認ください。

20. 注意喚起

お客さまのご不在時等に電気の供給を開始した場合、意図せず、熱源機器等の電気用品が

作動する可能性があります。それにより火災等が発生するおそれがありますので十分にご注意をお願いいたします。

21. その他

電気使用量及び電気料金のお知らせ、電気供給約款、電気料金メニュー約款その他供給条件に関する各種説明は、当社所定のウェブサイトよりご確認いただけます。